

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び法施行令10条1項の規定に基づいて、平成30年12月11日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付処分のうち、請求人の身体障害のうち上肢機能障害の部分（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を「5級」と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これを4級に変更することを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

医師による検査で4級と伝えられました。

少しばかり握力があると伝えられましたが、1度のテストでの

握力数値で判断されるのはちがっていると思います。1度精一杯の力を出してしまうと、手首から先がふるえ、力が入らなくなってしまうです。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 6月21日	諮問
令和 元年 7月25日	審議（第35回第1部会）
令和 元年 8月19日	審議（第36回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書（以下「診断書」という。）を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が「法別表に掲げるもの」に該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。
- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての

認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請（再交付申請を含む。）に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項及び法施行令10条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

- (3) ところで、法施行令10条1項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法15条1項及び3項に規定する診断書及び意見書を添付すべきことが定められており（法施行規則7条1項、2条1項）、処分庁がこの再交付申請に対する判断を行う際にも、上記(2)に述べたところは、そのまま当てはまるものである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由
	上 肢 機 能 障 害
2 級	一上肢の機能を全廃したもの
3 級	一上肢の機能の著しい障害
4 級	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの
5 級	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害
6 級	
7 級	一上肢の機能の軽度の障害 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 一上肢の手指の機能の軽度な障害

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるもので、その判定にあたっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「左前腕骨折（外傷）」を原因とする「左肘関節機能障害」（別紙1・I・①及び②）、総合所見においては「回外0・以上不能より 左肘著障4級」とされている（別紙1・I・⑤）。「神経学的所見その

他の機能障害（形態異常）の所見」中の参考図示では、左腕並びに左手薬指及び小指に運動障害があるとされている。また、関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）においても、左肘、左前腕、左手などで関節可動域の制限や筋力の半減があるなどとされている。

したがって、請求人の身体障害については、左上肢の機能障害として認定するのが相当である。

以上を前提に、以下、請求人の左上肢の機能障害の程度について検討する。

本件診断書の記載によると、以下の所見が認められる。

参考図示で、左腕並びに左手薬指及び小指に運動障害があるとされているが、神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見には、感覚障害は「なし」、運動障害は「その他」とあること。筋力テスト（MMT）は、前腕の回外、手関節の背屈及び掌屈が△（筋力半減）とあるが、その他、記載のある肘関節の伸展及び屈曲、手指は○（筋力正常又はやや減）とあること。関節可動域（ROM）は、肘関節が100度、前腕が90度、手関節が90度となっており、手指についてはおおむね正常とみられること。「動作・活動」の評価欄（別紙1・Ⅱ・二）では、左手の片手動作の「食事をする」、「コップで水を飲む」、「ブラシで歯を磨く」は「×（全介助又は不能）」となっているが、両手による共働動作のうち、「シャツを着て脱ぐ」、「ズボンをはいて脱ぐ」、「顔を洗いタオルでふく」、「背中を洗う」及び「タオルを絞る」は「△（半介助）」となっていること。左手の握力は、15kgとなっていること。

また、〇〇医師への照会に対し、上肢機能障害5級、総合等級5級であることを了承する旨回答があったことが認められる。

以上から、左手関節の筋力低下、関節可動域の制限が著しく

なっており、動作活動の低下も含め総合的に判断すると、請求人の左上肢障害については、左手関節機能の著しい障害として、5級と認定するのが相当である。

(3) 以上のとおり、本件診断書について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すれば、本件障害の程度は、上肢機能障害5級であり、同じく上肢機能障害5級と認定して、手帳を再交付した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、前述1・(3)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の本件障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、上肢機能障害5級と認定することが相当であることは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び2（略）